

景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（案）に寄せられたご意見とご意見に対する考え方 1

ご意見		件数	ご意見に対する考え方
1. 適用する道路について		1	
	管理者が異なる道路が混在する中で、当ガイドラインを適用する道路を明確に規定すべき。	1	「1-2適用する道路と道路附属物等の種類」に示すとおり、全国全ての道路を対象としており、特に配慮が必要な地域や道路については「2-3景観的な配慮が特に必要な地域・道路」に記載しております。さらに、「3-6-3道路管理者間での調整」に道路管理者が異なる場合の調整の必要性について記載しています。
2. 推奨する基本色について		14	
我が国の街並みや外壁の基調色	標準色の前提として我が国の伝統的な街並み等により10YR系の色彩を基調色にしているが、日本各地で調査を行うと外壁色はYR系とY系両方にまたがって均衡する分布が観察されやすい。	1	今回の改定において、ご意見の通り、YR系を基調としない街並みにも調和しやすい色彩としてY系のオフグレーを追加することとしました。ご意見は今後の取組において参考とさせていただきます。
マンセル値の表示	ダークグレーのマンセル値は細かい表示になっているが、マンセル値というのは通常参考値であると注意をつけるか、「程度」をつけて用いているのが一般的である。	2	「基本とする色彩のマンセル値」ということで景観に配慮する際の基本的な色彩として提示しています。
ダークグレーとダークブラウンの使い分け	ダークグレー明度3、ダークブラウン明度2と非常に暗く、ほぼ黒に近似の数値であり、2色とも同じような暗さから、選択、使い分けが困難であるため、状況によって検討するよう示唆が欲しい。	2	《本ガイドラインで推奨する基本色について》の表3.1に示す「使い分けを検討する際の留意点」を考慮して使い分けの判断を行うことを想定しています。また、「鋼製防護柵で基本とする色彩選定の考え方(表3.1.1)」において、必要に応じて他の色を候補として検討することを記載しています。
色彩の名称	ダークブラウンやオフグレーは一般的な色彩の色名に準拠すべき。	1	当ガイドライン上で扱っている基調色は、当ガイドライン独自の色名称として設定しています。
グレーベージュの使用上の留意点	当ガイドラインのグレーベージュの明度彩度では人の肌の色にも近いため、やや薄気味悪く見える可能性があり、現代の市街地ではコンクリート打ち放しのようなYを含んだような色が増えているため市街地に合わせにくい。	1	基本色が適切で無い場合には、地域の特性に応じた適切な色彩を選定することを基本としています。
	当ガイドラインのグレーベージュは真砂土の多いような地域、大谷石を使うような地域では合わせにくい。明度が6であるため、空を背景とした場合などは微妙に暗い場合も考えられる。歩道橋での取り扱いでは注意すべき。	1	
マンセル値の表示	標準色は、その名の通り、明度などバランスよく選ぶべきであり、10YRから5Yの範囲、明度は7、5、3それぞれの前後程度、彩度は1～1.5程度など範囲で調整できるとよい。	1	範囲を設けていないのは、各製造メーカーが一定の色彩の標準品を製造することを目指しているためです。
色彩の選定	地域の色をきちんと把握し、標準色に近い色相明度彩度で見本を作成し、現場で多くの関係者が参加して評価、という手法を推奨すべき。	1	基本色が適切で無い場合には、地域の特性に応じた適切な色彩を選定することを基本としています。
	オフグレー(5Y7.0/0.5)について、YR系基調の地域で、道路附属物等の色彩として高明度色が適していた場合、5Yは不調和を生じる色彩となるため、この場合でも対応できる高明度色を設定すべき。	1	
視認性の確保	街灯の無い山間部等で反射板を設けずにガードレールだけ設置された場合、設定された基本色は夜間も視認性を保つことが可能なのか。	1	視認性の確保については、「3-1-4視線誘導への配慮」に記載の通り、車道外側線を高輝度区画線にすることや反射シートの設置等が考えられます。
推奨色の近似色の掲載	推奨する基本色について、参考として近似色を掲載すべき。	1	当ガイドラインを刊行する際には巻末に色見本を添付する予定です。
オフグレーの選定	オフグレーを周辺が比較的明るい色彩を基調としている地域だけでなく、広く使えることとしておく使いやすい。	1	「周辺が比較的明るい色彩を基調としている地域等」とオフグレーを選定する際の地域特性の一例をあげていますが、地域特性に限らず広く選定できる基本色として位置づけています。
3. 防護柵について		6	
設置上の留意事項	交差点停止位置から安全に見通せるように、交差点近辺は透過性のない街路樹や植栽帯を避け、透過性の高い防護柵を設置すべき。	1	交差点付近の見通しへの配慮は重要であるが、基本的な設置方針については、防護柵の設置基準に基づくものとしており、当ガイドラインで扱った内容はありせん。
防護柵の色彩選定	日本は植生の豊かな国であり、常緑樹も多く木々の葉の緑は黄緑系が主であり、防護柵のように腰より低い部分は幹の色を参考というのは一理あるが、豊かな緑に合う色という視点も重要である。	1	ご意見は今後の取組において参考とさせていただきます。

景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（案）に寄せられたご意見とご意見に対する考え方 2

ご意見		件数	ご意見に対する考え方
オフグレーの使い分け	表中の注記にオフグレーを候補色としてあげているが、この色は他の3色より使い回しが良いとため、すべての項目に書き入れるのが望ましい。	1	オフグレーについては当ガイドラインにおいて初めて加えた色彩であることから、以前のガイドラインによって一定の効果を上げてきた他の3色を表中に記載し、汎用性が高いと思われるオフグレーは注記に記載することで地域特性等にかかわらず検討できるようにしています。
基本色の明度・彩度	ダークグレーの明度を少し上げて明度4くらいするか、あるいはダークブラウンの方を明るくするなど、明度のバランスに配慮すべき。	1	ご意見は今後の取組において参考とさせていただきます。
	今回のように使用範囲の拡大のための改定であるならば、この暗さでは面積を大きくする場合や、高いところでの使用が非常に限られてしまうことなどを鑑み、もう少し調整を行うのが望ましい。	1	
	ダークグレーについては、できれば「N3程度の明度でYRやYなどの温かみのある色味を感じさせるグレー」の表記にする方が望ましい。	1	
4. 照明について		5	
LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)との整合	「相関色温度:2,500～5,000K」との記載を、LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年3月国土交通省)のLED モジュールの特性として規定されている「4,500±2,000(K)」と整合させるべき。	1	いただいたご意見はガイドラインに適切に反映させていただきます。
薄明視環境下でより明るく感じる道路照明器具	波長制御により、薄明視環境下でより明るく感じる道路照明の採用も検討すること追記すべき。	1	薄明視環境下でより明るく感じる道路照明器具の重要性は理解していますが、景観の観点からは必ずしも記載が必要な事項ではないと考えますので、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
灯具一体型のポール照明の写真	灯具一体型のポール照明の画像の掲載意図が分からない。設置するにふさわしい場所や効果的な配置計画などを示すべき。	1	いただいたご意見はガイドラインに適切に反映させていただきます。
LEDの演色性	暖色系のLED灯は演色性が悪いのではないか。	1	LEDの演色性は近年は開発が進み、他の灯具と遜色のないものとなっております。平成27年3月にはLED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)が国土交通省から策定され、LEDの導入の促進を図っています。
防犯灯の照度基準	「防犯灯の照度基準」(公社)日本防犯設備協会を追記すべき。	1	いただいたご意見はガイドラインに適切に反映させていただきます。
5. 歩道橋について		5	
色彩選定の個別検討	既設橋(歩道橋含む)の色彩については、架設年度が古く、世代を超えて親しまれてきたものについて考慮する必要があるのではないかと。	1	10YR系の中明度低彩度の色彩は基本色であることから、世代を超えて親しまれてきた歩道橋であれば、必要に応じて個別検討することとしています。
基本色を用いた場合の点検時の支障	歩道橋の主要部材に対して暗い塗料を用いると、亀裂、ひび割れ、腐食等が認識しにくく、点検時に支障がでるのではないかと。	1	当ガイドラインの基本色は中明度低彩度であり、点検は近接目視が原則であるため、色に係らず距離感が近い問題ないと考えています。
色彩の選定	10YR系の中明度低彩度の色彩を使用すると調和する。と書かれているが、「10YR系及び類似の色相の」などの幅のある表現が望ましい。	1	10YRの中明度色彩を参考に検討することとしており、地域特性によって他の色も検討できることとしています。
	歩道橋の色彩選定(10YR)は(10YRの例)というように類似色相への配慮をすべき。	1	
	10YRの内、中明度低彩度から選定する、と言い切っているため、この中から選ぶべきと読む人も出てきそうである。	1	

景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（案）に寄せられたご意見とご意見に対する考え方 3

ご意見		件数	ご意見に対する考え方
6. 標識について		1	
標識板の外国語表示	道路標識への韓国語、中国語の併記は、日本語表示を見づらくしている場合があるため、最小限に留めるべきである。	1	当ガイドラインは、道路標識の表示内容に言及するものでないため、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
7. 舗装・路面への表示について		6	
舗装の維持管理	ブロック系舗装で混色して柄パターンを施す場合には、維持管理時に当初と同様の素材・柄パターンを再生できるか考慮することを記載すべき。	1	いただいたご意見はガイドラインに適切に反映させていただきます。
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックが周りの舗装材料と同じ素材が使われている事例には、適度な輝度比・明度差が必要だと記載すべき。	1	視覚障害者誘導用ブロックの認識しやすさについては、「3-5-9舗装・路面への表示」において、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」より、輝度比を2.0程度確保することを引用しています。
カラー舗装	商店街の賑わいは、カラー舗装によらず、商品や植栽、洗練された看板等で演出することが、道路景観の向上のためには望ましいため、商店街のカラー舗装は最小限にすべきと記載すべき。	1	カラー舗装をはじめとした一般的な舗装の考え方として、「3-5-9舗装・路面への表示」の②歩道において、色彩や模様で歩道が目立つことがないことを基本とすることとしています。
	道路景観を美しく整える目的や注意喚起、多様な色覚者等の観点から考慮すると、設定された赤色系、青色系、緑色系色彩の選定範囲が、これらの効果を発揮できるのか。	1	カラー舗装は道路標識や案内サインの補助的な役割を担っており、基本的にはカラー舗装に抛らない安全性の確保を検討することが望ましいとしています。
路面へのステッカー	道路上の「ポイ捨て禁止」等のステッカーの塗布は避け、できるだけ別の形での表示すべきと記載すべき。	1	当ガイドラインには路面へのステッカーの塗布に関する記載はありませんが、「3-5-9舗装・路面への表示」において、歩道舗装の色彩が目立つことがないように配慮することとしております。
望ましい車道と歩道の明度差や彩度差	車道部と歩道部双方を対比・比較した場合についての記載がないため、それぞれの好ましい明度差・彩度差等の提示があると、より総合的に路面や街並みの色彩を検討することができると。	1	車道と歩道の好ましい明度差や彩度差等については、沿道状況や道路構造等により具体的な提示は困難であるため、「3-5-9舗装・路面への表示」の冒頭に舗装に関する配慮事項として記載しています。
8. 遮音壁について		1	
景観配慮と性能の確保	景観に対する配慮は、遮音性能を損なわない範囲で行われるべきと追記すべき。	1	「2-1景観的配慮の基本理念」において「(6)機能性・経済性に配慮する」としており、本来有すべき機能が発揮されることが前提です。遮音壁についても検討箇所に必要な遮音性能を確保することが前提となります。
9. 道路附属物全般の色彩選定について		3	
景観調和による視認性低下	防護柵、カーブミラー、視線誘導標等については、背景に溶け込む色彩になると効力が損なわれるのではないかと。	1	「2-1景観的配慮の基本理念」に示す通り、「(2)景観と安全性を両立する」を基本理念としており、その中で必要以上に目立たないことに配慮することとしています。例えば、防護柵の場合は、視認性確保のために、必要に応じて支柱に反射シートを巻きつける等の対策を行うこととしています。
	弱視者・ロービジョン者に対する配慮という視点から、衝突等の危険がある道路付属物については、景観と調和させるのではなく周囲の色彩に対してコントラストの大きい色彩を用いるなどして視認しやすくすべき。	1	「2-1景観的配慮の基本理念」において、「(2)景観と安全性を両立する」を基本理念としている他、「(5)人との親和性に配慮する」としており、歩行者への危害や心理的な危険、不快な形状等を避けるように配慮することとしています。
垂鉛めっき仕上げの表記	「垂鉛めっき」仕上げなのか、「垂鉛めっき」後塗装なのか不明確な記載があるため、明確にすべき。	1	いただいたご意見はガイドラインに適切に反映させていただきます。
10. 道路附属物等のデザイン調整について		1	
関係機関との連携や調整	多くの関係機関と可能な限り統一感に関する連携調整を行う努力義務を求めるべき。	1	「3-6-2近接して設置される他の道路附属物等との調和」において、道路占用者との調整を図ることの必要性を記載しています。

景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（案）に寄せられたご意見とご意見に対する考え方 4

ご意見		件数	ご意見に対する考え方
11. その他		7	
沿道建物や沿道施設への規制	ビル名が分からないことが多いため、道路側に面した一定の高さ、位置、そして一定の大きさのスペースにビル名を表示させる等の規制をすべき。	1	当ガイドラインの対象は道路区域内の道路附属物であるため、ご意見は今後の取組において参考とさせていただきます。
	自動販売機など多くの色相を使用しているものが道路を煩雑化しているため、規制を設けるべき。	1	
道路附属物の構造諸元	既存の道路附属物に対する道路管理者間での統一感について、追認を含めて協議できるように、仕様規定型ではなく性能照査型のガイドラインにすべき。	1	当ガイドラインで扱っている防護柵をはじめとした道路附属物等の構造に関する部分は各設置基準等(当ガイドライン参考資料7)に基づくものとしております。
	道路附属物には景観性だけでなく、高耐久性で点検がしやすいなど高い維持管理性が求められる。	1	維持管理性への配慮は重要と考えますが、詳細については各道路附属物等の設置基準に基づくものとしております。
	道路附属物は、性能規定型を基本としつつ要素技術の性能要件が仕様規定を満足していれば見做し規定により性能を満足するなど柔軟性の取り込みも必要である。	1	当ガイドラインで扱っている道路附属物等の構造に関する部分は各設置基準に基づくものとしております。
道路上への施設の設置	雨天、荒天、積雪時に道路交通に影響が出ないように、道路に附属する建築物として屋根を付けるべき。	1	ご意見は今後の取組において参考とさせていただきます。
	タイヤとブレーキの粉塵がまき散らないように、道路と民地の間に空気清浄機を設置すべき。	1	